

告 示

埼玉県告示第七百五十五号

測量計画機関である狭山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

狭山市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

狭山市入間川西部

四 作業期間

平成三十年七月一日から平成三十年七月三十一日まで